

ニュータウンにおける転入・定住促進策検討支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

昨年度、モデル地区（萩の台住宅地）において、空き家の簡易調査及び住民へのアンケート・ヒアリング調査を実施し、平成 28 年から解消していない空き家が一定数あることや、住まいの一部を開放しても良いという住民がいることが分かった。

また、本市では子供がいる世帯は小学校区内での住み替えが主流であることから、将来にわたり継続的に子育て世帯を流入させるため、周辺地域も含め賃貸住宅を充実させる必要がある。

以上のことから、モデル地区を対象に、より幅広い施策による空き家の流通促進、未利用空間活用によるまちの魅力向上、賃貸住宅の充実による新陳代謝の向上等に一体的に取り組むことで、ニュータウンにおける転入・定住策をとりまとめることを目指すものである。

(2) 業務名

ニュータウンにおける転入・定住促進策検討支援業務

(3) 業務内容

「ニュータウンにおける転入・定住促進策検討支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和6年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

8,888,000円（税込）

なお、参考見積額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 生駒市の令和5年度測量・コンサルタント等登録業者一覧表の、建設コンサルタントに登録のある者。
- (2) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 過去5年間（平成 30 年度から令和 4 年度）に国又は地方公共団体が発注した住宅政策またはニュータウン再生に係る施策の検討・実施支援業務の受託実績があり、その実績が本業務の予定価格の3分の1以上である者。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しない者。

- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年6月21日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
送付先:jutaku@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和5年6月23日（金）
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- イ 会社概要（様式3）
- ウ 技術者の概要（様式4）
- エ 業務実績調書（様式5）
「3 参加資格（4）」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その金額や内容が参加資格を満たしていることがわかる書類（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。
- オ 担当技術者調書（様式6）
- カ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
「3 参加資格（4）」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その金額や内容が参加資格

を満たしていることがわかる書類（契約書、仕様書、テクリス登録内容確認書等）の写しを添付すること。

キ 担当者の経歴及び実績等調書（様式8）

「3 参加資格（4）」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該担当者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

ク 企画提案書（任意様式）

ケ 業務スケジュール（任意様式）

コ 参考見積書（任意様式で内訳の分かるもの）

※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

<企画提案書の記載項目>

「ニュータウンにおける転入・定住促進策検討支援業務仕様書」に基づき、概ね以下の内容を記述すること。また、<留意事項>を加味し、作成すること。

	項目	内容
1	空き家の流通促進策の立案・とりまとめ	本市の住宅特性や既往調査結果等を踏まえ、ターゲットとすべき所有者属性を複数示し、それぞれに対し考えられる支援策及び本市で実施するうえでの課題やポイントを整理すること。その際、市・事業者・所有者等の各関係者の役割も明記すること。
2	賃貸マンションの流通促進策の立案・とりまとめ	本市の住宅特性や既往調査結果等を踏まえ、対策を検討するための課題分析の視点を示すこと。また、現時点で考えられる支援策及び本市で実施するうえでの課題やポイントを整理すること。その際、市・事業者・所有者等の各関係者の役割も明記すること。
3	住まいの未利用空間活用促進策の試行・立案	本市の住宅特性や既往調査結果、先進事例等を踏まえ、想定される住まいの未利用空間の活用パターン別の実現に向けた課題等を整理すること。また、課題の検証や活用促進策の立案に向けて実施する実証実験等の概要・ポイントを示すこと。
4	ニュータウンにおける転入・定住策のとりまとめ	本市のニュータウン特性や社会情勢を踏まえ、とりまとめ方針及びニュータウンの状態を判断するための指標・基準を示すこと。

<留意事項>

・企画提案書及び業務スケジュールには、事業者名は記入しないこと。

- ・企画提案書と業務スケジュールはまとめて綴じること。
- ・企画提案書は、表紙・目次を除きA4判6ページ以内またはA3判3ページ以内とし、片面刷りとすること。
- ・業務スケジュールはA3版1ページとし、企画提案書がA4判の場合、A4判に合うように折り込むこと。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・この他、目的を達成するために必要な追加提案も可とする。

(2) 提出書類の必要部数

ア～コを綴じた原本1部、ク及びケのみ別途副本を4部提出すること。

(3) 提出期限等

- ①提出期限 令和5年7月6日(木)16時まで(必着)
- ②提出場所 生駒市役所 都市整備部 都市計画課 住宅政策室
- ③提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和5年7月12日(水)予定

(2) 第2次審査(ヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容に応じて加点し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が高位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日:令和5年7月20日(木)予定

(第1次審査を省略する場合、7月12日(水)予定)

(3) 審査結果の通知

- ①第1次審査…審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細を、電話及び電子メールで通知する。
- ②第2次審査…審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績・実施体制 30点/160点

評価項目		評価の着眼点
		判定基準
会社の業務実績	同種業務※の実績(実績の件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件)
技術責任者及び担当者	同種業務※の実績(実績の件数) (担当者が関わったことが書類から確認できるものに限る)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(2点/件) ・担当者が複数の場合は、平均とする。

※住宅政策またはニュータウン再生に係る施策の検討・実施支援業務で、本業務の予定価格の3分の1以上の業務とする。

(2) 参考見積書 20点/160点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容 110点/160点

P3 で示した記載項目に基づき、以下の視点で評価する。

評価項目	評価事項
1 空き家の流通促進策の立案・とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住宅特性や既往調査結果を踏まえた提案になっているか。 ・ターゲットとすべき空き家所有者は的確か。 ・支援策、課題、関係者の役割分担等は妥当か。 ・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。
2 賃貸マンションの流通促進策の立案・とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住宅特性や既往調査結果を踏まえた提案になっているか。 ・課題分析の着眼点が優れているか。 ・支援策、課題、関係者の役割分担等は妥当か。 ・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。
3 住まいの未利用空間活用促進策の試行・立案	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住宅特性や既往調査結果、先進事例等を踏まえた提案になっているか。 ・住まいの未利用空間の活用パターン及び実現に向けた課題が妥当か。 ・実証実験の内容は、課題の検証や活用促進策の立案にあたり効果的なものか。

		・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。
4	ニュータウンにおける転入・定住策のとりまとめ	・本市のニュータウン特性の理解度が高いか。 ・とりまとめ方針及びニュータウンの状態を判断するための指標・基準は妥当か。 ・検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。

8 日程

公示	令和5年	6月15日(木)	
質問受付締切	令和5年	6月21日(水)	正午まで
質問回答	令和5年	6月23日(金)	生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和5年	7月6日(木)	16時まで
第1次審査	令和5年	7月12日(水)	(予定)
第2次審査	令和5年	7月20日(木)	(予定)※
結果通知	令和5年	7月21日(金)	(予定)
契約締結	令和5年	7月下旬	(予定)
業務開始	令和5年	7月下旬	(予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和5年7月12日(水)に実施予定。

また、それ以降の日程も同様に繰り上げる。

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市 都市整備部 都市計画課 住宅政策室 担当:松本

生駒市東新町8-38 TEL:0743 - 74 - 1111 (内線)3360

電子メール:jutaku@city.ikoma.lg.jp